

チョウ目害虫及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（改変 *cry1Ab*, 改変 *cry3Aa2*, *pat*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Itis）（Bt11×MIR604, OECD UI: SYN-BT011-1×SYN-IR604-5）の生物多様性影響評価書の概要

第一種使用規程承認申請書.....	1
生物多様性影響評価書の概要.....	2
第1 生物多様性影響の評価に当たり収集した情報.....	2
1. 宿主又は宿主の属する分類学上の種に関する情報.....	2
(1) 分類学上の位置付け及び自然環境における分布状況.....	2
(2) 使用等の歴史及び現状.....	3
(3) 生理学的及び生態学的特性.....	4
2. 遺伝子組換え生物等の調製等に関する情報.....	6
(1) 供与核酸に関する情報.....	6
(2) ベクターに関する情報.....	11
(3) 遺伝子組換え生物等の調製方法.....	12
(4) 細胞内に移入した核酸の存在状態及び当該核酸による形質発現の安定性.....	14
(5) 遺伝子組換え生物等の検出及び識別の方法並びにそれらの感度及び信頼性.....	18
(6) 宿主又は宿主の属する分類学上の種との相違.....	18
3. 遺伝子組換え生物等の使用等に関する情報.....	20
(1) 使用等の内容.....	20
(2) 生物多様性影響が生ずるおそれのある場合における生物多様性影響を防止 するための措置.....	20
(3) 国外における使用等に関する情報.....	21
第2 項目ごとの生物多様性影響の評価.....	23
1. 競合における優位性.....	23
2. 有害物質の産生性.....	24
3. 交雑性.....	29
4. その他の性質.....	29
第3 生物多様性影響の総合的評価.....	30
引用文献.....	32
緊急措置計画書.....	33

第一種使用規程承認申請書

平成 19 年 8 月 15 日

農林水産大臣 若林 正俊 殿
環境大臣 若林 正俊 殿

氏名 シンジェンタシード株式会社
申請者 代表取締役社長 大伴 秀郎
住所 千葉県香取郡多古町高津原向ノ台 401-2

第一種使用規程について承認を受けたいので、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（改変 <i>cry1Ab</i> , 改変 <i>cry3Aa2</i> , <i>pat</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (Bt11×MIR604, OECD UI: SYN-BTØ11-1×SYN-IR6Ø4-5)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

生物多様性影響評価書の概要

第1 生物多様性影響の評価に当たり収集した情報

1. 宿主又は宿主の属する分類学上の種に関する情報

(1) 分類学上の位置付け及び自然環境における分布状況

イ、和名、英名及び学名

和名：イネ科トウモロコシ属トウモロコシ

英名：maize、corn

学名：*Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis

ロ、宿主の品種又は系統名

チョウ目害虫及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(改変 *cry1Ab*, 改変 *cry3Aa2*, *pat*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) (Bt11 × MIR604, OECD UI : SYN-BT011-1 × SYN-IR604-5) (以下、「本スタック系統」と記す。)は、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 (改変 *cry1Ab*, *pat*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) (Bt11, OECD UI : SYN-BT011-1) (以下、「Bt11」と記す。)とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 (改変 *cry3Aa2*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) (MIR604, OECD UI : SYN-IR604-5) (以下、「MIR604」と記す。)を、交雑育種法により掛け合わせることで作出された。

ハ、国内及び国外の自然環境における自生地域

トウモロコシの栽培起源種は現存せず(文献 1)、国内及び国外の自然環境におけるトウモロコシの自生は報告されていない。

なお、トウモロコシの起源に関与すると考えられる近縁種として、トウモロコシと交雑可能な *Zea* 属のテオシントと *Tripsacum* 属のトリプサクムの存在が知られている(文献 2)。テオシントとトリプサクムはメキシコとグアテマラを中心に、米国南部から南米にかけて自生しているが(文献 2)、我が国においてこれらの近縁種が自生しているという報告はない。

(2) 使用等の歴史及び現状

イ、国内及び国外における第一種使用等の歴史

トウモロコシの原産地がアメリカ大陸であることは間違いないが、その栽培起源地域については諸説あり、米国南西部、メキシコ及び中央アメリカの複数地域説、メキシコと南米の複数地域説、メキシコとグアテマラの複数地域説及びメキシコ南部単独説がある（文献 2）。考古学的検証に基づく、最初にトウモロコシが出現したのは紀元前 6800～5000 年頃であり、紀元前 5000～3000 年頃には本格的な栽培が始まったと考えられている。また、南北アメリカ大陸の各地に伝播する過程で人為的な選抜が行われ、デント、ポップ、スイート、フリントのような変異種が生じたと考えられる。1492 年のコロンブスのアメリカ大陸発見によってヨーロッパに導入され、その後、ヨーロッパから中東、アフリカ及びアジアの各地域に伝播した。

日本へは天正年間（1573～1591 年）にポルトガル人によって長崎へ伝えられたフリント種が最初とされ、江戸時代には主食の代用あるいは間食として、主に関東以南の山間地で栽培が行われていた（文献 1）。また、明治時代になって北海道へ米国からデント種とフリント種が新たに導入され、全国的に栽培が普及した（文献 1）。

ロ、主たる栽培地域、栽培方法、流通実態及び用途

トウモロコシの栽培地域はおよそ北緯 58 度から南緯 40 度に至る範囲で、主な栽培国は、米国、中国、ブラジル、メキシコ、インド、南アフリカ、ルーマニア等である。国連食糧農業機関の統計（文献 3）に基づく、2005 年におけるトウモロコシの世界総栽培面積は 1 億 4,758 万ヘクタールで、その上位 3 カ国は米国（3,040 万ヘクタール）、中国（2,622 万ヘクタール）及びブラジル（1,147 万ヘクタール）で、また、同年の世界総生産量は 7 億 167 万トンで、その上位 3 カ国は栽培面積と同じく、米国（2 億 8,226 万トン）、中国（1 億 3,515 万トン）及びブラジル（3,486 万トン）であった。米国を初めとする主要栽培国では、大型機械を利用した大規模栽培が行われている。

世界第一のトウモロコシ生産国である米国では、その大部分がイリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、ネブラスカ、オハイオ、サウスダコタ及びウィスコンシン州のコーンベルトと呼ばれる地域で栽培されている。2005 年における米国でのトウモロコシの利用用途の内訳は、56%が飼料、17%が輸出、15%が燃料用エタノール製造で、残りはコーンシロップ等の食品製造であった（文献 4）。

一方、我が国における 2005 年度のトウモロコシの栽培面積は、青刈りのサイレー
ジ用トウモロコシ（デント種）が 8 万 5,300 ヘクタール、生食用の未成熟トウモロコ
シ（スイート種）が 2 万 5,900 ヘクタールで（文献 5）、子実収穫を目的とした栽培
はほとんど行われていない。このうち、青刈りのサイレージ用トウモロコシの栽培面
積における上位 3 都道府県は、北海道（3 万 5,600 ヘクタール）、宮崎県（7,010 ヘク
タール）及び岩手県（5,370 ヘクタール）で、また、生食用の未成熟トウモロコシで
は、北海道（8,780 ヘクタール）、千葉県（2,000 ヘクタール）及び長野県（1,550 ヘ
クタール）であった。

貿易統計（文献 6）に基づく、我が国は 2005 年に約 1,666 万トンのトウモロコ
シ子実を輸入しており、米国からの輸入がその 9 割以上（94%）を占めている。また、
輸入トウモロコシ子実の内の約 1,221 万トンは飼料用で、残りの約 445 万トンが食用
油、コーンスターチ、コーンシロップ等の食品製造用と考えられる。なお、飼料用ト
ウモロコシの大部分は、配合・混合飼料の原料として利用されている（文献 7）。

以上のように米国及び日本におけるトウモロコシの主な利用用途は、飼料及び食
品・工業用原材料であるが、メキシコ、ラテンアメリカ及びアフリカでは主食と認識
される重要な食糧であり、世界的に見ると 2003 年における総生産量の約 18%が食品
として消費されている（文献 3）。

(3) 生理学的及び生態学的特性

イ、生息又は生育可能な環境の条件

トウモロコシは長い年月の間に栽培作物として馴化された結果、人工的に管理され
た耕作地以外の自然環境における生存能力を失った作物である（文献 2）。

その栽培は温暖な気温と適度な降水量のある地域に適しており（文献 8）、夏の平
均気温が 21～27℃で無霜期間が 120～180 日の地域が最適であり、夏の平均気温が
19℃以下で平均夜温が 13℃以下になる地域では栽培されない（文献 1）。一方、降雨
量については、年間降雨量が 250～5,000mm の地域で、無灌漑栽培では夏季に 150mm
の降雨量が確保できる地域とされる（文献 1）。なお、トウモロコシの種子の発芽適
温は 33℃程度で、発芽の最低温度は 10～11℃であり、実際の栽培では 13～14℃以上
で播種が行われる（文献 1）。

ロ、繁殖又は増殖の様式

① 種子の脱粒性、散布様式、休眠性及び寿命

トウモロコシの種子は雌穂に着生し、また、雌穂は苞皮で覆われているため、自然に脱粒することはなく、ヒトの介在なしに種子が自然条件下で広範囲に散布されることはない(文献 2)。種子の休眠性は極めて低く、収穫時に種子が地上に落下しても、土壌温度が 10℃に達するまで発芽しないため、多くの場合、発芽する前に腐敗し枯死する(文献 9)。

② 栄養繁殖の様式

トウモロコシは種子繁殖する夏作一年生植物であり、種子以外に自然条件において植物体を再生しうる組織又は器官を持たない(文献 2)。

③ 自殖性、他殖性の程度、自家不和合性の有無、近縁野生種との交雑性及びアポミクシスを生ずる特性を有する場合はその程度

トウモロコシは風媒受粉植物で一般に 95%程度 of 他殖率を示すが、自家不和合性はないので自殖も行う(文献 1)。トウモロコシは近縁野生種であるテオシント及びトリプサカムと交雑可能であり、テオシントとの雑種形成は比較的容易で、自然交雑することも報告されているが、一方、トリプサカムとの交雑は極めて困難で、自然交雑は報告されていない(文献 2)。なお、我が国にはトウモロコシと交雑可能なこれらの近縁野生種が自生しているという報告はない。また、アポミクシスについての報告はない。

④ 花粉の生産量、稔性、形状、媒介方法、飛散距離及び寿命

トウモロコシは雌雄異花序で、稈の頂部に雄穂を 1 本、中央側部に雌穂を 1~3 本着生する。雄穂には 1,200~2,000 個の小穂があり、1,600 万~3,000 万個の花粉粒を形成する(文献 10)。

トウモロコシの花粉の稔性は花粉の充実度により観察され、花粉の形状は楕円~円形で直径は 90~120 μm 程度である(文献 1)。受粉は風媒によって行われ、ほとんどの場合は他家受粉であるが、自家不和合性はないので自殖もわずかに生じる(文献 1)。受粉が風媒に依存しているため、その受粉機会の多少は種子の生産量に影響する(文献 11)。

一般に、雄穂の開花は出穂のおよそ 3 日後に始まり、開花期間は盛夏で 8~9 日、花粉の飛散日数は 4~10 日間であり、一方、雌穂の絹糸抽出は雄穂開花のおよそ 1

日後に始まり、抽出期間は 5～6 日である（文献 1）。花粉は開花後に風によって飛散し、その飛散距離は 300～500m とされる（文献 10）。一般に花粉の寿命は環境条件によって大きく異なるが、トウモロコシの場合、盛夏のは場条件下で 24 時間以内である（文献 10）。

ハ、有害物質の産生性

トウモロコシにおいて、野生動植物等の生育又は生息に影響を及ぼす有害物質の産生は報告されていない。

2. 遺伝子組換え生物等の調製等に関する情報

本スタック系統の親系統である Bt11 及び MIR604 はシンジェンタ社により開発された。本スタック系統には、Bt11 の挿入遺伝子由来のチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性と、MIR604 の挿入遺伝子由来のコウチュウ目害虫抵抗性が付与されていることから、以下に Bt11 及び MIR604 の概要を記載した。

(1) 供与核酸に関する情報

イ、構成及び構成要素の由来

Bt11 の作出に用いられた供与核酸の構成及び構成要素の由来を表 1 に示した。また、MIR604 の作出に用いられた供与核酸の構成及び構成要素の由来を表 2 に示した。

表 1 Bt11 の作出に用いられた供与核酸の構成要素の由来及び機能

チョウ目害虫抵抗性遺伝子カセット	
構成要素	由来及び機能
35S promoter	カリフラワーモザイクウイルス (CaMV) CM1841 株由来で、 <i>Dde</i> I - <i>Dde</i> I 断片として得られた。このプロモーターは全組織中で目的遺伝子 (改変 <i>cry1Ab</i>) を恒常的に発現させる (文献 12)。
IVS6-ADH1	トウモロコシのアルコールデヒドロゲナーゼ 1S (<i>Adh1-S</i>) 遺伝子 (文献 13) 由来のイントロン。 <i>Adh1-S</i> イントロンは植物における目的遺伝子 (改変 <i>cry1Ab</i>) の発現量を高めるために用いられた (文献 14)。
改変 <i>cry1Ab</i>	<i>Bacillus thuringiensis</i> subsp. <i>kurstaki</i> HD-1 株の <i>Cry1Ab</i> 蛋白質をコードする <i>cry1Ab</i> 遺伝子について、 <i>Cry1Ab</i> 蛋白質の有する殺虫活性に関与しない C 末端コード領域を一部欠失させ、また、GC 含量を変更し植物における発現量を高めるように塩基配列を改変した。ただし、 <i>Cry1Ab</i> 蛋白質のコア蛋白質のアミノ酸配列に変更はない。

NOS term	<i>Agrobacterium tumefaciens</i> のノパリン合成酵素遺伝子の 3'非翻訳領域で、転写ターミネーター及び mRNA のポリアデニル化シグナルを含む(文献 15、文献 16)。この配列により目的遺伝子 (改変 <i>cry1Ab</i>) の転写が終結される。
除草剤グルホシネート耐性遺伝子カセット	
構成要素	由 来 及 び 機 能
35S promoter	カリフラワーモザイクウイルス (CaMV) Cabb-s 株由来で、 <i>AluI-DdeI</i> 断片として得た。このプロモーターは全組織中で目的遺伝子 (<i>pat</i>) を恒常的に発現させる (文献 17)。
IVS2-ADH1	トウモロコシのアルコールデヒドロゲナーゼ 1S (Adh1-S) 遺伝子 (文献 13) 由来のイントロンである。Adh1-S イントロンは植物中において目的遺伝子 (<i>pat</i>) の発現量を高めるために用いられた (文献 14)。
<i>pat</i>	<i>Streptomyces viridochromogenes</i> の PAT 蛋白質をコードする遺伝子である。PAT 蛋白質は除草剤グルホシネート耐性を植物に付与することから、遺伝子導入の際、組換え体を選抜するためのマーカーとして使用された。 <i>pat</i> 遺伝子は GC 含量を変更し植物における発現量を高めるように塩基配列が改変された。ただし、この改変により発現する PAT 蛋白質のアミノ酸配列は変更されていない (文献 18)。
NOS term	<i>Agrobacterium tumefaciens</i> のノパリン合成酵素遺伝子の 3'非翻訳領域で転写ターミネーター及び mRNA のポリアデニル化シグナルを含む (文献 15、文献 16)。この配列により、目的遺伝子 (<i>pat</i>) の転写が終結される。
その他の領域	
構成要素	由 来 及 び 機 能
ColE1 ori	大腸菌 (<i>Escherichia coli</i>) プラスミド pUC18 (文献 19、文献 20) 由来の複製開始領域で、バクテリア中でプラスミドの複製を開始させる複製起点。
<i>amp^R</i>	大腸菌 (<i>Escherichia coli</i>) 由来で、機能は β -ラクタマーゼをコードし、抗生物質アンピシリン耐性を付与する (文献 20)。

表 2 MIR604 の作出に用いられた供与核酸の構成要素の由来及び機能

害虫抵抗性遺伝子カセット	
構成要素	由 来 及 び 機 能
<i>MTL</i>	このプロモーターはトウモロコシの <i>metallothionein</i> 遺伝子由来で、標的とするコウチュウ目害虫であるコーンルートワームがトウモロコシの根を食害するため、根での目的遺伝子の転写の開始を誘導するのに適したプロモーターとして用いた。
改変 <i>cry3Aa2</i>	胞子を形成する一般的なグラム陽性土壌細菌である <i>Bacillus thuringiensis</i> subsp. <i>tenebrionis</i> 由来の <i>cry3Aa2</i> 遺伝子の GC 含量を変更し植物における発現量を高めるように塩基配列を改変し、また、コーンルートワームに対する活性を高めるように、アミノ酸配列を置換した改変遺伝子で、改変 Cry3Aa2 蛋白質をコードしている。この改変により改変 Cry3Aa2 蛋白質はコーンルートワームの中腸内において、活性ポリペプ

	チド (=コア蛋白質) となる。
<i>Nos</i>	<i>Agrobacterium tumefaciens</i> のノパリン合成酵素遺伝子のターミネーター領域で、転写を終結させてポリアデニル化を誘導する。
選抜マーカー遺伝子カセット	
構成要素	由来及び機能
ZmUbiInt	このプロモーターはトウモロコシの <i>polyubiquitin</i> 遺伝子由来で、単子葉植物の植物体全体で目的遺伝子の転写開始を誘導する。
<i>pmi</i>	この遺伝子は PMI 蛋白質 (Phosphomannose isomerase) をコードする大腸菌 (<i>Escherichia coli</i>) 由来の遺伝子で、形質転換細胞の選抜のために用いられた。PMI 蛋白質はマンノース 6-リン酸とフルクトース 6-リン酸を可逆的に相互変換する酵素であり、通常、トウモロコシを含む多くの植物はマンノースを炭素源として利用できないため、その培養細胞はマンノースを添加した培地で増殖できないが、 <i>pmi</i> 遺伝子の導入によって PMI 蛋白質を発現するようになった細胞は増殖が可能のため、形質転換細胞の選抜ができる。
<i>Nos</i>	<i>Agrobacterium tumefaciens</i> のノパリン合成酵素遺伝子のターミネーター領域で、転写を終結させてポリアデニル化を誘導する。
その他の領域	
構成要素	由来及び機能
<i>Spec</i>	大腸菌 (<i>Escherichia coli</i>) のトランスポゾン Tn7 由来のストレプトマイシンアデニル酸転移酵素遺伝子 <i>aadA</i> 。この遺伝子は、エリスロマイシン、ストレプトマイシン、スペクチノマイシン耐性を与えるため、バクテリア選抜マーカーとして使用。
<i>VS1 ori</i>	<i>Pseudomonas</i> 属細菌のプラスミド pVS1 由来で、複製起点共通配列。 <i>Agrobacterium tumefaciens</i> 中でプラスミドの複製開始点として機能する。
<i>ColE1 ori</i>	バクテリア中でプラスミドの複製を開始させる複製起点。
LB	<i>Agrobacterium tumefaciens</i> ノパリン Ti-プラスミド由来の T-DNA レフトボーダー領域。
RB	<i>Agrobacterium tumefaciens</i> ノパリン Ti-プラスミド由来の T-DNA ライトボーダー領域。
<i>VirG</i>	<i>Agrobacterium tumefaciens</i> 由来、T-DNA の転移に関与する領域。
<i>RepA</i>	<i>Pseudomonas</i> 属細菌由来の pVS1 複製蛋白質で、植物に寄生するグラム陰性菌中で pVS1 複製の一端を担う。

ロ、構成要素の機能

- ① 目的遺伝子、発現調節領域、局在化シグナル、選抜マーカー、その他の供与核酸の構成要素それぞれの機能

Bt11の作出に用いられた供与核酸の構成要素の機能を表 1に示した。また、MIR604の作出に用いられた供与核酸の構成要素の機能を表 2に示した。

- ② 目的遺伝子及び選抜マーカーの発現により産生される蛋白質の機能及び当該蛋白質がアレルギー性（食品としてのアレルギー性を除く。）を有することが明らかとなっている蛋白質と相同性を有する場合はその旨

改変Cry1Ab蛋白質；

土壌細菌である *Bacillus thuringiensis* から単離された殺虫活性蛋白質 (=Bt蛋白質) は、それぞれ特異的な昆虫種に対して殺虫活性を示す。感受性昆虫種が Bt 蛋白質を摂取して消化すると、活性ポリペプチド (=コア蛋白質) となり、昆虫の中腸表面の特異的な受容体に結合して細胞を破壊するため、消化器官が損傷を受けて死に至ることが報告されている（文献 21）。この作用機作は *Bacillus thuringiensis* subsp. *kurstaki* 由来の Cry1Ab 蛋白質でも同様である。Cry1Ab 蛋白質の殺虫活性については、カナダ政府のデータベース（文献 22）に詳細な調査結果が掲載されており、トウモロコシ栽培における主要害虫であるチョウ目昆虫のヨーロッパンコンボラー (*Ostrinia nubilalis*)、コーンイヤールーム (アメリカタバコガ) (*Helicoverpa zea*)、フォールアーミーワーム (ツマジロクサヨトウ) (*Spodoptera frugiperda*) 等に殺虫活性を示すが、チョウ目以外の昆虫には殺虫活性がないか極めて低い。なお、改変 Cry1Ab 蛋白質が既知アレルゲンと相同性を持たないことが、公的に利用可能なデータベース (SWISS-PROT、FARRP 等) を用いた相同性検索によって確認されている。

改変Cry3Aa2蛋白質；

土壌細菌である *Bacillus thuringiensis* から単離された殺虫活性蛋白質 (=Bt蛋白質) は複数種類存在し、それぞれ特異的な昆虫種に対して殺虫活性を示す。感受性昆虫種が Bt 蛋白質を摂取して消化すると、活性ポリペプチド (=コア蛋白質) となり、昆虫の中腸表面の特異的な受容体に結合して細胞を破壊するため、消化器官が損傷を受けて死に至ることが報告されている（文献21）。この作用機作は Cry3Aa2蛋白質でも同様である。

改変 *cry3Aa2* 遺伝子については、宿主であるトウモロコシでの発現が高まるよう GC 含量を変更するため塩基配列が改変され、また、標的コウチュウ目害虫であるコーンルートワームに対する殺虫効果を高めるために、塩基配列が改変されている。この改変により改変 Cry3Aa2 蛋白質はコーンルートワームの中腸内にお

いて、活性ポリペプチド (=コア蛋白質) となる。しかし、この置換アミノ酸配列以外のアミノ酸配列は、*Bacillus thuringiensis* subsp. *tenebrionis* 由来の Cry3Aa2蛋白質のアミノ酸配列と同じである。

米国シンジェンタ社が実施した室内生物検定試験結果に基づくと、改変 Cry3Aa2蛋白質は4種のコウチュウ目昆虫 (ウエスタンコーンルートワーム (*Diabrotica virgifera virgifera*)、ノーザンコーンルートワーム (*Diabrotica longicornis barberi*)、コロラドポテトビートル (コロラドハムシ) (*Leptinotarsa decemlineata*)、バンデッドキューカンバービートル (*Diabrotica balteata*)) に殺虫活性を示したが、それ以外のコウチュウ目昆虫であるサザンコーンルートワーム (*Diabrotica undecimpunctata*) 及びコットンボールウィービル (*Anthonomus grandis*) には活性を示さなかった。一方、Cry3Aa2蛋白質はコウチュウ目以外の昆虫には殺虫活性がないか極めて低い。なお、改変Cry3Aa2蛋白質が既知アレルゲンと相同性を持たないことが、公的に利用可能なデータベース (SWISS-PROT、FARRP等) を用いた相同性検索によって確認されている。

PAT 蛋白質 ;

除草剤グルホシネートは植物のグルタミン酸合成酵素を阻害するため、植物は細胞内のアンモニアの蓄積によって枯死するが、PAT蛋白質が発現した場合にはグルホシネートをアセチル化し、不活性化するためにグルタミン合成酵素の阻害が起こらない。したがって、PAT蛋白質を発現する植物は除草剤グルホシネート耐性を示すことから、PAT蛋白質はBt11を選抜するためのマーカーとして利用された。なお、PAT蛋白質が既知アレルゲンと相同性を持たないことが、公的に利用可能なデータベース (SWISS-PROT、FARRP等) を用いた相同性検索によって確認されている。

PMI 蛋白質 ;

pmi 遺伝子は PMI 蛋白質 (Phosphomannose isomerase) をコードする大腸菌 (*Escherichia coli*) 由来の遺伝子であり、PMI 蛋白質はマンノース 6-リン酸とフルクトース 6-リン酸を可逆的に相互変換する機能を有する。通常、トウモロコシを含む多くの植物はマンノースを炭素源として利用できないが、*pmi* 遺伝子を持つ細胞はマンノースを利用して成長することができる。このため、*pmi* 遺伝子を選抜マーカーとして目的遺伝子と一緒に植物細胞に導入し、マンノースを含む培地で培養することにより、*pmi* 遺伝子とともに目的遺伝子を有する形質転換細胞の選抜が可能となる (文献 23)。PMI 蛋白質はトウモロコシには存在しない

が、ヒトの消化器官も含めて自然界に広く存在し、植物では大豆等において存在が確認されている。なお、PMI 蛋白質が既知アレルゲンと相同性を持たないことが、公的に利用可能なデータベース（SWISS-PROT、FARRP 等）を用いた相同性検索によって確認されている。

③ 宿主の持つ代謝系を変化させる場合はその内容

改変 Cry1Ab 蛋白質及び改変 Cry3Aa2 蛋白質が酵素活性を持つという報告はない。PAT 蛋白質は L-フォスフィノトリシン（除草剤グルホシネート）及びジメチルフォスフィノトリシンに非常に高い基質特異性を持ち、これ以外に PAT 蛋白質の基質となる他の蛋白質もしくはアミノ酸は報告されていない（文献 24）。また、PMI 蛋白質はマンノース 6-リン酸とフルクトース 6-リン酸を可逆的に相互変換する酵素であり、PMI 蛋白質に対する他の天然基質は報告されていない（文献 25）。

以上のことから、これらが宿主の持つ代謝系に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられる。

(2) ベクターに関する情報

イ、名称及び由来

Bt11の作出に用いられたプラスミドpZO1502は大腸菌（*Escherichia coli*）由来のpUC18を基に構築された。また、MIR604の作出に用いられたプラスミドpZM26は大腸菌（*Escherichia coli*）由来のpUC19を基に構築された。

ロ、特性

① ベクターの塩基数及び塩基配列

Bt11の作出に用いられたプラスミドpZO1502の塩基数は7,240bpである。また、MIR604の作出に用いられたプラスミドpZM26の塩基数は13,811bpである。これらのプラスミドの構成要素の塩基配列は明らかにされている。

② 特定の機能を有する塩基配列がある場合はその機能

Bt11の作出に用いられたプラスミドpZO1502は、細菌の選抜マーカーとしてアンピシリン耐性を示す *amp^R* 遺伝子を有する。また、MIR604の作出に用いられたプラスミドpZM26は、ストレプトマイシン、エリスロマイシン、スペクチノマイシン耐性を

示す *spec* 遺伝子を有する。しかしながら、Bt11及びMIR604中にこれらの抗生物質耐性マーカー遺伝子は移入されていない。

③ ベクターの感染性の有無及び感染性を有する場合はその宿主域に関する情報

Bt11の作出に用いられたプラスミドpZO1502及びMIR604の作出に用いられたプラスミドpZM26に感染性を示すような配列があるという報告はない。

(3) 遺伝子組換え生物等の調製方法

イ、宿主内に移入された核酸全体の構成

Bt11の宿主内に移入された核酸は、プラスミドpZO1502を制限酵素 *NotI* で切断して *amp^R* 遺伝子を削除した部分である。また、MIR604の宿主内に移入された核酸は、T-DNA領域であるRBとLBの間の2つの遺伝子発現カセット（害虫抵抗性遺伝子カセットと選抜マーカー遺伝子カセット）である。

ロ、宿主内に移入された核酸の移入方法

Bt11における核酸の宿主への移入方法は、エレクトロポレーション法である。また、MIR604における核酸の宿主への移入方法は、アグロバクテリウム法である。

ハ、遺伝子組換え生物等の育成の経過

① 核酸が移入された細胞の選抜の方法

Bt11においては、グルホシネートを添加した培地で形質転換細胞の選抜が行われた。また、MIR604においては、マンノースを添加した培地で形質転換細胞の選抜が行われた。

② 核酸の移入方法がアグロバクテリウム法の場合はアグロバクテリウムの菌体の残存の有無

Bt11においてはアグロバクテリウム法を用いていないため、この項目は該当しない。MIR604においては遺伝子導入後、培養細胞の培地中に抗生物質セフトキシンを添加してアグロバクテリウム菌を除去したことから、菌体の残存はないと考えられる。

③ 核酸が移入された細胞から、移入された核酸の複製物の存在状態を確認した系統、

隔離ほ場試験に供した系統その他の生物多様性影響評価に必要な情報を収集するために用いられた系統までの育成の経過及び系統樹

本スタック系統は、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシである Bt11 と、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシである MIR604 を用いて、交雑育種法により作出された。

なお、我が国における Bt11 及び MIR604 の申請・承認状況は以下のとおりである。

Bt11:

- | | |
|----------|--|
| 1996年5月 | 農林水産省によって、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、模擬的環境利用について指針への適合性が確認された（輸入のための隔離ほ場試験）。 |
| 1996年9月 | 厚生省（現在の厚生労働省）によって、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性評価指針第4章」に基づき、食品として利用した際の安全性が確認された。 |
| 1996年9月 | 農林水産省によって、「組換え体利用飼料の安全性評価指針6の（2）」に基づき、飼料利用について指針への適合性が確認された。 |
| 1996年10月 | 農林水産省によって、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、日本への輸入について指針への適合性が確認された。 |
| 2001年3月 | 厚生労働省によって、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査基準」に従い、食品として利用した際の安全性が承認された。 |
| 2001年5月 | 農林水産省によって、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、模擬的環境利用について指針への適合性が確認された（栽培のための隔離ほ場試験）。 |
| 2002年6月 | 農林水産省によって、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、栽培について指針への適合性が確認された。 |
| 2003年3月 | 農林水産省によって、「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続」に従い、飼料として利用した際の安全性が承認された。 |
| 2007年4月 | 農林水産省及び環境省によって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に従い、第一種 |

使用等（食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為）が承認された。

MIR604:

2005年5月 農林水産省及び環境省によって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に従い、第一種使用等（隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為）が承認された。

2007年8月 厚生労働省によって、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査基準」に従い、食品として利用した際の安全性が承認された。

農林水産省によって、「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續」に従い、飼料として利用した際の安全性が承認された。

農林水産省及び環境省によって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に従い、第一種使用等（食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為）が承認された。

(4) 細胞内に移入した核酸の存在状態及び当該核酸による形質発現の安定性

イ、移入された核酸の複製物が存在する場所（染色体上、細胞小器官内、原形質内の別）

Bt11 においては分離比検定及びシーケンス解析によって、挿入遺伝子が染色体上に存在することが確認された。また、MIR604 においてはサザンブロット分析及び分離比検定によって、挿入遺伝子が染色体上に存在することが確認された。

ロ、移入された核酸の複製物のコピー数及び移入された核酸の複製物の複数世代における伝達の安定性

Bt11 及び MIR604 において、挿入遺伝子が染色体ゲノム上に 1 コピー存在し、複数世代において安定して伝達されることが確認されている。

ハ、(6) のイにおいて具体的に示される特性について、自然条件の下での個体間及び世代間での発現の安定性

Bt11におけるチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性の発現の安定性並びにMIR604におけるコウチュウ目害虫抵抗性の発現の安定性は、ELISA法による分析及び生物検定により確認されている。

本スタック系統におけるBt11由来のチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性、MIR604由来のコウチュウ目害虫抵抗性の発現の安定性を調査するため、本スタック系統、親系統であるBt11もしくはMIR604及び非組換えトウモロコシを用いて、ヨーロッパンコーンボラー及びウエスタンコーンルートワームに対する抵抗性検定試験並びに除草剤グルホシネート散布試験を実施し5%有意水準で検定を行った。

ヨーロッパンコーンボラーに対する抵抗性検定試験の結果、本スタック系統とBt11の間で葉の食害及び殺虫活性に有意差は見られなかった（表 3、15ページ）。また、ウエスタンコーンルートワームに対する抵抗性検定試験の結果、本スタック系統とMIR604の間で根の食害及び殺虫活性に有意差は見られなかった（表 4、16ページ）。さらに、除草剤グルホシネート散布試験の結果、本スタック系統とBt11との間の薬害程度に有意差は見られなかった（表 5、16ページ）。

以上のことから、本スタック系統におけるチョウ目害虫及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性は、親系統であるBt11及びMIR604と同程度であり、付与された特性はBt11やMIR604と同様に安定的であることが確認されている。

表 3 本スタック系統におけるチョウ目害虫（ヨーロッパコンボラー）抵抗性の程度

(米国シンジェンタ社ほ場、2005年)

評価項目		Bt11×MIR604		Bt11		非組換えトウモロコシ	
		平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
食害程度： ミネソタ州 ほ場 ¹	第 1 世代 試験：葉の食 害程度 ²	1.0 a ³	0.0	1.0 a	0.0	5.9 b	1.0
	第 2 世代 試験：穂軸食 入痕長 (cm)	0.1 a	0.2	0.0 a	0.0	1.8 a	1.6
	第 2 世代 試験：雌穂食 害長 (cm)	0.1 a	0.3	0.0 a	0.0	4.1 b	1.6
	第 2 世代 試験：茎の食 入痕長 (cm)	0.3 a	0.9	0.4 a	1.8	19.8 b	11.3
食害程度： イリノイ州 ほ場 ¹	第 1 世代 試験：葉の食 害程度 ²	1.0 a	0.0	1.0 a	0.0	6.5 b	0.7
	第 2 世代 試験：穂軸食 入痕長 (cm)	0.6 a	1.2	1.0 a	1.6	3.6 b	1.5
	第 2 世代 試験：雌穂食 害長 (cm)	4.1 a	2.7	3.4 a	2.5	6.6 b	1.4
	第 2 世代 試験：茎の食 入痕長 (cm)	1.3 a	2.0	0.8 a	1.4	13.8 b	6.7

1：米国のトウモロコシ栽培では主要標的害虫であるヨーロッパコンボラー (*Ostrinia nubilalis* Hübner) は 2 世代続けて発生するため、トウモロコシの生育期（第 1 世代試験）と成熟期（第 2 世代試験）での評価を行った。

2：葉の食害程度は以下の 9 段階スケールに基づいて評価した（文献 26）。

- 1 食害が認められないか、軽微な食害痕（2～3 の小さなスポットのみ）に止まっている。
- 2 すべて 2mm 以下の小さな食害痕で被害が 1 枚か 2 枚の葉に止まる。
- 3 小さな穿入痕が 3 枚以上の葉に認められる。
- 4～8 食害面積の拡大に基づく（4=食害痕の幅が 1.3cm 以下、8=食害が葉の半分程度にまで及ぶ）。
- 9 葉は大きく損傷し、食害が実質的に葉脈まで及ぶ。

3：統計については評価項目ごとに実施しており、各評価項目において、異なる英文字の平均値間には LSD 検定(p=0.05)によって有意差が見られた。

表 4 本スタック系統におけるコウチュウ目害虫抵抗性（ウエスタンコーンルートワーム）の程度

（米国シンジェンタ社ほ場、2005年）

評価項目		Bt11×MIR604		MIR604		非組換えトウモロコシ	
		平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
根の食害程度：ミネソタ州ほ場 ^{1,3}	Hybrid 1	0.06 a ⁴	0.03	0.22 a	0.18	1.95 b	0.35
	Hybrid 2	0.26 a	0.25	0.22 a	0.27	2.15 b	0.46
根の食害程度：イリノイ州ほ場 ^{2,3}	Hybrid 1	0.17 a	0.10	0.12 a	0.07	2.08 b	0.36
	Hybrid 2	0.28 a	0.20	0.10 a	0.06	2.58 b	0.44

- 1：ミネソタ州のほ場で、ウエスタンコーンルートワーム (*Diabrotica virgifera virgifera*) の卵 (1,500～2,000 個/植物体) をトウモロコシの 2～3 葉期に接種し、絹糸抽出期に根の食害程度を目視観察によって評価した。
- 2：イリノイ州で、ウエスタンコーンルートワーム (*Diabrotica virgifera virgifera*) の卵が存在するほ場でトウモロコシを栽培し、絹糸抽出期に根の食害程度を目視観察によって評価した。
- 3：根の食害程度は、ウエスタンコーンルートワームによる根の損傷程度を、0.01（損傷がないか、1 つないしは 2 つの軽微な表面的食害が認められる）～3.00（食害が 3 つの根節間全てに及んでいる）の間で 16 段階に分類する方法で評価した（文献 27）。
- 4：各ほ場において、異なる英文字の平均値間には LSD 検定 ($p=0.05$) によって有意差が見られた。

表 5 本スタック系統における除草剤グルホシネートへの耐性

（米国シンジェンタ社温室、2006年）

除草剤 散布濃度 ¹	薬害程度 (%) ²					
	Bt11×MIR604		Bt11		非組換えトウモロコシ	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
1×	0.1 e ³	0.3	0.0 e	0.2	84.9 b	5.4
4×	12.2 d	3.4	11.3 d	3.5	99.0 a	2.3
8×	18.7 c	2.6	20.2 c	3.8	99.8 a	0.6

- 1：温室で栽培した各供試トウモロコシ（3 葉期、播種後 11 日目）に、グルホシネートを有効成分とする除草剤を、推奨薬量（1×）、4 倍（4×）及び 8 倍（8×）で散布し、散布後 11 日目に薬害程度を観察した。
- 2：0%（健全）から 100%（完全枯死）で目視観察により評価した。
- 3：異なる英文字の平均値間には LSD 検定 ($p=0.05$) によって有意差が見られた。

ニ、ウイルスの感染その他の経路を経由して移入された核酸が野生動植物等に伝達されるおそれのある場合は、当該伝達性の有無及び程度

Bt11及びMIR604に移入された核酸に伝達を可能とする配列は含まれていない。したがって、両者に移入された核酸が野生動植物等に伝達されるおそれはないと考えられる。

(5) 遺伝子組換え生物等の検出及び識別の方法並びにそれらの感度及び信頼性

Bt11の定量的PCR法による系統特異的検出方法は、European Commissionにより公開されており、ゲノムDNAの濃度比で、検出感度は0.1%であった(文献28)。また、MIR604の検出方法としては、PCRによる系統特異的検出方法が開発されている。

本スタック系統を検出及び識別するためには、1つの種子又は植物体を上述の2方法で分析し、いずれの分析でも陽性の結果が出た場合、本スタック系統であることが確認できる。

(6) 宿主又は宿主の属する分類学上の種との相違

イ、移入された核酸の複製物の発現により付与された生理学的又は生態学的特性の具体的な内容

本スタック系統に付与された特性は、Bt11への挿入遺伝子に由来する改変Cry1Ab蛋白質によるチョウ目害虫抵抗性及びMIR604への挿入遺伝子に由来する改変Cry3Aa2蛋白質によるコウチュウ目害虫抵抗性並びにBt11への挿入遺伝子に由来するPAT蛋白質による除草剤グルホシネート耐性、さらに、MIR604への挿入遺伝子に由来するPMI蛋白質による選抜マーカー特性である。

ロ、以下に掲げる生理的又は生態学的特性について、遺伝子組換え農作物と宿主の属する分類学上の種との間の相違の有無及び相違がある場合はその程度

本スタック系統にはBt11由来のチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性とMIR604由来のコウチュウ目害虫抵抗性が付与されているが、これらの特性は親系統であるBt11あるいはMIR604との間で有意差は見られないことが示されている。また、改変Cry1Ab蛋白質、改変Cry3Aa2蛋白質、PAT蛋白質及びPMI蛋白質は、それぞれの蛋白質の特性から、本スタック系統において互いに影響して宿主の代謝経路に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられた。

以上のことから、本スタック系統と宿主の属する分類学上の種であるトウモロコシとの生理学的又は生態学的な相違については、親系統である Bt11 及び MIR604 について、我が国で実施された隔離ほ場試験結果に基づき評価を行った。

① 形態及び生育の特性

Bt11 と対照の非組換えトウモロコシの間で、発芽率、発芽揃い、雄穂抽出期、絹糸抽出期、開花始、開花終、開花期間、成熟期、草型、分げつ数、雌穂総数、有効雌穂数、粒色、粒形、稈長、着雌穂高、雌穂長、雌穂径、粒列数、一列粒数、百粒重、刈り取り後の新鮮重について調査を行った。その結果、すべての調査項目で有意差は見られないか、あるいは同程度であった。また、MIR604 と対照の非組換えトウモロコシの間で、発芽揃い、発芽率、雄穂抽出期、絹糸抽出期、稈長、草型、分げつ数、着雌穂高、成熟期、雌穂数、有効雌穂数、雌穂長、雌穂径、粒列数、一列粒数、粒色、百粒重、粒形、収穫期の地上部新鮮重について調査を行った。その結果、すべての調査項目で有意差は見られないか、あるいは同程度であった。

② 生育初期における低温又は高温耐性

Bt11 及び MIR604 は、対照の非組換えトウモロコシと同様に、生育初期における低温処理によって萎縮もしくは枯死した。

③ 成体の越冬性

トウモロコシは夏型一年生作物であり、子実の成熟に伴って成体は枯れ上がり枯死する。加えて、トウモロコシは種子以外に植物体を再生しうる組織又は器官を持たず、また、トウモロコシの生育ステージ及び栽培環境にもよるが、0℃以下の温度に 6～8 時間以上曝されると生存できないと考えられている（文献 2）。

Bt11 は、隔離ほ場試験において、いずれも対照の非組換えトウモロコシと同様に成熟後に枯死することが観察された。また、MIR604 のこれまでの海外における使用において、成体が越冬したという報告はなく、米国のほ場試験においても対照の非組換えトウモロコシと同様に成熟後に枯死することが観察された。

④ 花粉の稔性及びサイズ

Bt11 と対照の非組換えトウモロコシについて、花粉をニュートラルレッド溶液で染色し顕微鏡下で観察した結果、稔性（染色による花粉の充実度）、形状及びサイズに相違は見られなかった。また、MIR604 と対照の非組換えトウモロコシについて、花粉をアセトカーミン溶液で染色し観察した結果、稔性（染色による花粉の充実度）、

形状及びサイズに相違は見られなかった。

⑤ 種子の生産量、脱粒性、休眠性及び発芽率

種子の生産量に関しては、Bt11 及び MIR604 と対照の非組換えトウモロコシとの間で、雌穂長、雌穂径、粒列数、一列粒数、百粒重について有意差は見られず、種子の生産量について有意差は見られなかった。

脱粒性に関しては、トウモロコシの種子は雌穂に着生しており、加えて、雌穂が苞皮で覆われているため、自然に脱粒することはない（文献 2）。Bt11 及び MIR604 も対照の非組換えトウモロコシと同様に、収穫時の雌穂は苞皮に覆われていた。

発芽率に関しては、Bt11 及び MIR604 の播種用種子及び収穫種子のいずれにおいても対照の非組換えトウモロコシと同程度であった。休眠性については調査を行っていないものの、異なる温度条件下で播種された播種用種子及び収穫種子の発芽率に、対照の非組換えトウモロコシとの間で差が見られなかったことから、Bt11 と MIR604 の休眠性が非組換えトウモロコシと大きく異なる可能性は低いと考えられた。

⑥ 交雑率

我が国にはトウモロコシと交雑可能な近縁野生種が自生しているとの報告はないことから、Bt11 及び MIR604 とともに交雑率の試験は行わなかった。

⑦ 有害物質の産生性

Bt11 及び MIR604 について、鋤込み試験、後作試験、土壌微生物相試験を行った結果、いずれの試験においても対照の非組換えトウモロコシとの間で有意差は見られなかった。

3. 遺伝子組換え生物等の使用等に関する情報

(1) 使用等の内容

食用又は飼料に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

(2) 生物多様性影響が生ずるおそれのある場合における生物多様性影響を防止するための措置

「緊急措置計画書」を参照。

(3) 国外における使用等に関する情報

Bt11 に関しては、米国においては 1996 年に栽培の認可、食品及び飼料安全性の確認がなされており、また、1998 年にスイート種の販売認可が得られている。その他、カナダ、アルゼンチン、南アフリカ等において、現在までに食品・飼料としての使用及び栽培を行うための認可を得ている。なお、欧州連合（EU）においては食品・飼料としての使用のための認可を得ている。商業栽培は米国、カナダ、アルゼンチン及び南アフリカの 4 ヶ国で実施されている。

MIR604 に関しては、2007 年 1 月に米国食品医薬局（FDA）によって食品及び飼料としての安全性の確認がなされている。また、米国環境省（EPA）によって 2005 年 5 月に PMI 蛋白質、2006 年 11 月に改変 Cry3Aa2 蛋白質の残留基準値の設定の免除が認められている。さらに、2007 年 3 月に米国農務省（USDA）によって無規制栽培（商業栽培）が承認された。

なお、我が国における Bt11 及び MIR604 の申請・承認状況は以下のとおりである。

Bt11:

- | | |
|----------|--|
| 1996年5月 | 農林水産省によって、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、模擬的環境利用について指針への適合性が確認された（輸入のための隔離ほ場試験）。 |
| 1996年9月 | 厚生省（現在の厚生労働省）によって、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性評価指針第4章」に基づき、食品として利用した際の安全性が確認された。 |
| 1996年9月 | 農林水産省によって、「組換え体利用飼料の安全性評価指針6の（2）」に基づき、飼料利用について指針への適合性が確認された。 |
| 1996年10月 | 農林水産省によって、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、日本への輸入について指針への適合性が確認された。 |
| 2001年3月 | 厚生労働省によって、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査基準」に従い、食品として利用した際の安全性が承認された。 |

- 2001年5月 農林水産省によって、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、模擬的環境利用について指針への適合性が確認された（栽培のための隔離ほ場試験）。
- 2002年6月 農林水産省によって、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」に基づき、栽培について指針への適合性が確認された。
- 2003年3月 農林水産省によって、「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續」に従い、飼料として利用した際の安全性が承認された。
- 2007年4月 農林水産省及び環境省によって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に従い、第一種使用等（食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為）が承認された。

MIR604:

- 2005年5月 農林水産省及び環境省によって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に従い、第一種使用等（隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為）が承認された。
- 2007年8月 厚生労働省によって、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査基準」に従い、食品として利用した際の安全性が承認された。
- 農林水産省によって、「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續」に従い、飼料として利用した際の安全性が承認された。
- 農林水産省及び環境省によって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に従い、第一種使用等（食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為）が承認された。

第2 項目ごとの生物多様性影響の評価

本スタック系統は、Bt11 と MIR604 由来の自殖系統から、交雑育種法により作出した。

第1.2(6)で述べたとおり、改変 Cry1Ab 蛋白質、改変 Cry3Aa2 蛋白質、PAT 蛋白質及び PMI 蛋白質は、それぞれの蛋白質の特性から、本スタック系統において互いに影響して宿主の代謝経路に影響を及ぼすおそれはないと考えられる。また、本スタック系統に導入された改変 Cry1Ab 蛋白質と改変 Cry3Aa2 蛋白質の相互作用により、親系統のそれぞれの蛋白質の特性に比べ、殺虫効果に変化が生じる可能性についても以下のように検討した。

これまでに、異なる Cry 蛋白質を発現するスタック系統において親系統と比べて、殺虫スペクトラムに変化が生じたとする報告はない。また、Schrijver らは、相互作用する可能性が示唆される蛋白質、つまり、2つの蛋白質が一組となることで作用する蛋白質、または同一のレセプターに結合するような蛋白質等でなければ、蛋白質の相互作用についての検討の必要性はほとんどないと述べている（文献31）。

本スタック系統において発現する、Bt11 由来の改変 Cry1Ab 蛋白質及び MIR604 由来の改変 Cry3Aa2 蛋白質は、それぞれ特定のチョウ目害虫、あるいはコウチュウ目害虫に対して殺虫活性を示し、殺虫スペクトラムが重複しないことから、特定のチョウ目害虫あるいはコウチュウ目害虫に存在する特異的なレセプターに結合していると考えられる。そのため、本スタック系統において発現する Cry1Ab 蛋白質及び Cry3Aa2 蛋白質は、Schrijver らの述べている相互作用についての検討が必要な蛋白質には相当しないと考えられる。

実際に、本スタック系統のチョウ目害虫及びコウチュウ目害虫抵抗性の程度は、それぞれの親系統と同程度であり、除草剤グルホシネート耐性の程度についても、それぞれの親系統と同程度であった。

以上のことから、親系統が有する形質を併せ持つ以外に評価すべき形質の変化はないと考えられる。したがって、本スタック系統の生物多様性影響の評価は、Bt11 と MIR604 の諸形質を個別に調査した結果に基づいて実施した。

1. 競合における優位性

(1) 影響を受ける可能性のある野生動植物等の特定

宿主の属する分類学上の種であるトウモロコシについては長期の使用経験があり、我が国の自然環境下で自生した例は報告されていない。

本スタック系統の親系統であるBt11とMIR604の野生動植物等との競合における優位性に関わる諸形質として、形態及び生育の特性、生育初期における低温耐性、成体の越冬性、花粉の稔性及びサイズ、種子の生産量、脱粒性、休眠性及び発芽率について調査を行った。その結果、Bt11とMIR604ともに競合における優位性に影響を及ぼすような差異は認められなかった。

本スタック系統にはチョウ目害虫及びコウチュウ目害虫抵抗性が付与されているが、チョウ目昆虫及びコウチュウ目昆虫による食害はトウモロコシが我が国の自然環境下において生育することを困難にさせる主な要因ではないこと、さらに、我が国ではコーンルートワームの生息は報告されていないことから、この性質を有することにより競合における優位性が高まるとは考えにくい。また、本スタック系統には、除草剤グルホシネートへの耐性が付与されているが、グルホシネート散布が想定しにくい我が国の自然環境下で、この性質により競合における優位性が高まるとは考えにくい。さらに、*pmi* 遺伝子の発現によりマンノースを炭素源として利用可能とするPMI蛋白質の産生性が付与されているが、我が国の自然条件下において、これらの形質を有することにより競合における優位性が高まるとは考えられない。したがって、これら付与された性質により競合における優位性が高まるとは考えにくい。

以上のことより、本スタック系統について競合における優位性に起因する影響を受ける可能性のある野生動植物等は特定されなかった。

(2) 影響の具体的内容の評価

—

(3) 影響の生じやすさの評価

—

(4) 生物多様性影響が生ずるおそれの有無等の判断

以上のことから、本スタック系統は、競合における優位性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないと判断された。

2. 有害物質の産生性

(1) 影響を受ける可能性のある野生動植物等の特定

宿主の属する分類学上の種であるトウモロコシについては長期の使用経験があり、野生動植物等に対して影響を与える有害物質の産生は報告されていない。

Bt11 及び MIR604 において、鋤込み試験、後作試験、土壌微生物相試験を行った結果、いずれの試験でも対照の非組換えトウモロコシとの間で有意差が見られなかったことから、本スタック系統においても意図しない有害物質の産生はないと考えられる。

本スタック系統には、Bt11 に由来する PAT 蛋白質産生性及び MIR604 に由来する PMI 蛋白質産生性が付与されているが、PAT 蛋白質及び PMI 蛋白質は有害物質とされていない。また、改変 Cry1Ab 蛋白質、改変 Cry3Aa2 蛋白質、PAT 蛋白質及び PMI 蛋白質のアミノ酸配列が既知アレルゲンと相同性を持たないことを確認している。さらに、本スタック系統のチョウ目害虫抵抗性、コウチュウ目害虫抵抗性、除草剤グルホシネート耐性の程度はそれぞれの親系統と同程度であり、また、Bt11 由来の改変 Cry1Ab 蛋白質及び PAT 蛋白質並びに MIR604 由来の改変 Cry3Aa2 蛋白質及び PMI 蛋白質は、各々が独立して機能していると考えられ、互いに影響して宿主の代謝経路に影響を及ぼす可能性は極めて低い。以上のことから、両者の交配系統である本スタック系統において、新たに有害物質が産生される可能性はないと考えられた。

本スタック系統には、Bt11 由来の改変 Cry1Ab 蛋白質の産生性が付与されている。Cry1Ab 蛋白質は、米国におけるトウモロコシ栽培上の重要害虫であるヨーロピアンコーンボローラー (*Ostrinia nubilalis*)、コーンイヤールーム (アメリカタバコガ) (*Helicoverpa zea*)、フォールアーミーワーム (ツマジロクサヨトウ) (*Spodoptera frugiperda*) 等のチョウ目昆虫に対して高い殺虫活性及び特異性を示すことが確認されている (文献 22)。したがって、本スタック系統を栽培した場合に、生育している本スタック系統を直接摂食する、もしくは本スタック系統から飛散した花粉を食餌植物とともに摂食するチョウ目昆虫に何らかの影響を与える可能性がある。生育している本スタック系統を直接摂食する可能性のあるチョウ目昆虫としては、アジアンコーンボローラー (アワノメイガ) (*Ostrinia furnacalis*) 等のチョウ目昆虫が想定されるが、これらの種は農業上の害虫として防除されることが通例であることから、ここでは対象としない。

そこで、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—5 昆虫類」(文献 30) に基づき、分布地域、本組換え体の開花期と幼虫の活動期 (摂食期) の重なり、幼虫の食性の面から検討した。生育期間中に本組換え体の飛散花粉に曝露

し、花粉を食することによって影響を受ける可能性が否定できないチョウ目昆虫として、以下の 12 種（亜種を含む）を特定した。

シルビアシジミ（本土亜種 *Zizina otis emelina*）、ウスイロヒョウモンモドキ（*Melitaea regama*）、ヒョウモンモドキ（*Melitaea scotosia*）、ミツモンケンモン（*Cymatophoropsis trimaculata*）、チャマダラセセリ（四国亜種 *Pyrgus maculatus shikokuensis*）、ヒメシロチョウ（*Leptidea amurensis*）、ツマグロキチョウ（*Eurema laeta betheseba*）、ミヤマシジミ（*Lycaeudes argyrognomon*）、コヒョウモンモドキ（*Mellicta ambigua nippona*）、ヒメヒカゲ（本州中部亜種 *Coenonympha oedippus arothius*、本州西部亜種 *Coenonympha oedippus annulifer*）、ウラナミジャノメ（本土亜種 *Ypthima motschulskyi nipponica*）

また、レッドデータブックに記載の種以外の我が国に生息するチョウ目昆虫に対して、本スタック系統から飛散した花粉を食餌植物とともに摂食することでチョウ目昆虫に何らかの影響を与える可能性については、否定できない。そこで、本スタック系統によって影響を受ける可能性のある野生動植物等として、チョウ目昆虫が特定された。

本スタック系統には、MIR604 由来の改変 Cry3Aa2 蛋白質の産生性が付与されている。生物検定試験により、改変 Cry3Aa2 蛋白質は 4 種のコウチュウ目昆虫（ウエスタンコーンルートワーム（*Diabrotica virgifera virgifera*）、ノーザンコーンルートワーム（*Diabrotica longicornis barberi*）、コロラドポテトビートル（コロラドハムシ）（*Leptinotarsa decemlineata*）、バンデッドキューカンバービートル（*Diabrotica balteata*））に殺虫活性を有することが示されている（第 1、2. (1) ロ ②、9～10 ページ）。したがって本スタック系統を栽培した場合に、生育している本スタック系統を直接摂食する、もしくは本スタック系統から飛散した花粉を食餌植物とともに摂食するコウチュウ目昆虫に何らかの影響を与える可能性がある。しかしながら、この生物検定試験で殺虫活性が示されたコウチュウ目昆虫種の我が国における生息は確認されていない。

また、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—5 昆虫類」（文献 30）に基づいて、掲載されている 84 種のコウチュウ目昆虫（絶滅危惧 I 類 27 種、絶滅危惧 II 類 20 種、准絶滅危惧 37 種）について生息地の面から本スタック系統の影響を検討したが、影響を受ける可能性のあるコウチュウ目昆虫は存在しないと考えられた。しかし、我が国に生息するコウチュウ目昆虫種の中に、改変 Cry3Aa2 蛋白質により何らかの影響を受けるものが存在する可能性を完全に否定することは

できない。そこで、本スタック系統によって影響を受ける可能性のある野生動植物等として、コウチュウ目昆虫が特定された。

(2) 影響の具体的内容の評価

本スタック系統の親系統であり、改変 Cry1Ab 蛋白質を発現する Bt11 の隔離ほ場試験において、Bt 蛋白質に対する感受性が高く、集団飼育がしやすいチョウ目昆虫のヤマトシジミ (*Zizeeria maha argia*) 1 齢幼虫に、Bt11 花粉を 500~4,000 粒/cm² の花粉密度で摂食させて死亡率を調査した。その結果、摂食開始から 7 日後までの間にヤマトシジミの半数個体の致死が観測された花粉密度は 2,000~4,000 粒/cm² であった。

また、本スタック系統の親系統である MIR604 の生物検定において、改変 Cry3Aa2 蛋白質への感受性が高いウエスタンコーンルートワーム (*Diabrotica virgifera virgifera*) に対する殺虫活性を調査した結果、ウエスタンコーンルートワームの半数致死濃度は 1.4µg 改変 Cry3Aa2 蛋白質/ml 人工餌であった。

(3) 影響の生じやすさの評価

我が国のチョウ目昆虫が Bt11 の改変 Cry1Ab 蛋白質に曝露される経路として、花粉飛散により食餌植物とともに摂食される場合が考えられた。

トウモロコシ花粉飛散について、開花期間中、風向や風速が花粉飛散に好適な条件であった場合の堆積花粉数については、測定した堆積花粉数並びに風向及び風速などを基に、Kawashima らにより導かれた推定式から、ほ場端から 10m で約 4,000 粒/cm²、20m で約 2,000 粒/cm² と推定されている (文献 29)。この値は開花期間中、ほ場に一定方向に強い風速の風 (3m/s) が吹き続けると仮定した場合のものであり、花粉の捕集にワセリンを塗布したスライドグラスを使用している。この報告に基づくと Bt11 の場合、摂食開始から 7 日後までの間にヤマトシジミの半数個体の致死が観測されたのは 2,000~4,000 粒/cm² であったことから、堆積花粉数が約 2,000 粒/cm² となるのは、ほ場から約 20m 離れた場合と推定される。しかし、トウモロコシの花粉飛散により影響を受けるほ場周辺の範囲内だけに、特定のチョウ目昆虫が局所的に生息するとは考えられない。よって、これらチョウ目昆虫種が個体レベルで影響を受ける可能性はあっても、その個体群や種の存続レベルで影響を受ける可能性は考えられないことから、Bt11 の花粉飛散が特定の昆虫種又はその個体群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断された。

また、我が国のコウチュウ目昆虫が MIR604 の改変 Cry3Aa2 蛋白質に曝露される経路として、①植物体が直接摂食される場合、②土壌中に鋤込まれた植物体やそこから溶出した蛋白質が鋤込まれた植物体と共に摂食される場合、③花粉飛散により食餌植物と共に摂食される場合、の 3 種類が考えられた。

①と②の経路の場合、このようなコウチュウ目昆虫は害虫として防除の対象となるものと考えられるが、トウモロコシを特異的に食害するコウチュウ目昆虫種は我が国では報告されていない。また、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—5 昆虫類」(文献 30)により日本で絶滅のおそれがあるコウチュウ目昆虫種を調査した結果、これら絶滅のおそれがあるとされる種が生息又は生育する場所は、山地・湿地・湿原・河川・池沼等であり、トウモロコシの栽培ほ場やその周辺にのみ生息する可能性はないと考えられる(文献 30)。また、絶滅危惧種以外のコウチュウ目昆虫も同様に、トウモロコシ栽培ほ場やその周辺にのみ生息するとは考えにくい。よって MIR604 が栽培されたとしても、①や②の経路によりコウチュウ目昆虫が個体群で影響を受ける可能性は極めて低いと考えられた。

次に③の経路、すなわち MIR604 の花粉飛散によりコウチュウ目昆虫種が影響を受ける可能性を検討した。米国のほ場試験で MIR604 の植物体各部位での改変 Cry3Aa2 蛋白質の発現量を調査した結果、花粉での改変 Cry3Aa2 蛋白質の発現は検出限界値(0.01µg/g)以下であった。また、(2)で記述したとおり、改変 Cry3Aa2 蛋白質への感受性が高いウエスタンコーンルートワーム(*Diabrotica virgifera virgifera*)における半数致死濃度は 1.4µg 改変 Cry3Aa2 蛋白質/ml 人工餌であった。よって、MIR604 の花粉が飛散したとしてもコウチュウ目昆虫種の生存に影響を与えるとは考えにくく、MIR604 の花粉飛散が特定の昆虫種又はその個体群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断された。

以上のことから、我が国に生息するチョウ目昆虫及びコウチュウ目昆虫が Bt11 由来の改変 Cry1Ab 蛋白質及び MIR604 由来の改変 Cry3Aa2 蛋白質に曝露されることにより、個体群で影響を受ける可能性は極めて低いと判断され、よって本スタック系統に起因する生物多様性影響が生ずるおそれはないと結論された。

(4) 生物多様性影響が生ずるおそれの有無等の判断

以上のことから、本スタック系統は、有害物質の産生性に起因する生物多様性影響を生じるおそれはないと判断された。

3. 交雑性

(1) 影響を受ける可能性のある野生動植物等の特定

トウモロコシは近縁野生種であるテオシントと自然交雑可能であるが、我が国にはこの近縁野生種は自生しておらず、自然交雑の可能性はないことから、影響を受ける可能性のある野生動植物等は特定されなかった。

(2) 影響の具体的内容の評価

—

(3) 影響の生じやすさの評価

—

(4) 生物多様性影響が生ずるおそれの有無等の判断

以上のことから、本スタック系統は、交雑性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないと判断された。

4. その他の性質

上記の他に、本スタック系統に関して生物多様性影響の評価を行うべき性質はないと判断された。

第3 生物多様性影響の総合的評価

本スタック系統は、Bt11 と MIR604 由来の自殖系統から、交雑育種法により作出した。

第1.2(6)で述べたとおり、改変 Cry1Ab 蛋白質、改変 Cry3Aa2 蛋白質、PAT 蛋白質及び PMI 蛋白質は、それぞれの蛋白質の特性から、本スタック系統において互いに影響して宿主の代謝経路に影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

また、本スタック系統に導入された改変 Cry1Ab 蛋白質と改変 Cry3Aa2 蛋白質については、これまでに得られている知見から、それらの相互作用についての検討が必要な蛋白質には相当しないと考えられる。

実際に、本スタック系統のチョウ目害虫及びコウチュウ目害虫抵抗性程度はそれぞれの親系統と同程度であり、除草剤グルホシネート耐性の程度についても、それぞれの親系統と同程度であった。

以上のことから、親系統が有する形質を併せ持つ以外に評価すべき形質の変化はないと考えられる。したがって、本スタック系統の生物多様性影響の評価は、Bt11 と MIR604 の諸形質を個別に調査した結果に基づいて実施した。

競合における優位性：宿主の属する分類学上の種であるトウモロコシについては長期の使用経験があり、我が国の自然環境下で自生することは報告されていない。また、競合における優位性に係わる諸形質として、形態及び生育の特性、生育初期における低温耐性、成体の越冬性、花粉の稔性及びサイズ、種子の生産量、脱粒性、休眠性及び発芽率を本スタック系統の親系統である Bt11 及び MIR604 について検討した結果、いずれの項目においても競合における優位性に影響を及ぼすと考えられるような差異は認められなかった。また、本スタック系統はチョウ目害虫及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性を持つものの、これらの形質を併せ持ったとしても我が国の自然環境下で競合における優位性が高まるとは考えにくい。したがって、本スタック系統が、競合における優位性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないと判断された。

有害物質の産生性：宿主であるトウモロコシについては長期の使用経験があり、野生動植物等に対して影響を与える有害物質の産生性は報告されていない。また、Bt11 及び MIR604 の鋤込み試験、後作試験、土壌微生物相試験より、本スタック系統においても意図しない有害物質の産生はないと考えられた。本スタック系統で産生される PAT 蛋白質及び PMI 蛋白質は有害物質とされておらず、改変 Cry1Ab 蛋白質、改変

Cry3Aa2 蛋白質、PAT 蛋白質及び PMI 蛋白質のアミノ酸配列は既知アレルゲンと相同性を持たない。さらに、本スタック系統のチョウ目害虫及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性の程度がそれぞれの親系統と同程度であり、改変 Cry1Ab 蛋白質、改変 Cry3Aa2 蛋白質、PAT 蛋白質及び PMI 蛋白質は、各々が独立して機能していると考えられ、互いに影響して宿主の代謝経路に影響を及ぼす可能性は極めて低いことから、両者の交配系統である本スタック系統において、新たに有害物質が産生されるおそれはないと考えられた。一方、改変 Cry1Ab 蛋白質によって影響を受ける可能性のある野生動植物等としてチョウ目昆虫を特定して検討を行ったが、Bt11 におけるヤマトシジミを用いた生物検定及び文献情報より、本スタック系統の栽培によって我が国に生息するチョウ目昆虫が個体群で影響を受ける可能性は極めて低いと判断された。また、改変 Cry3Aa2 蛋白質によって影響を受ける可能性のある野生動植物等としてコウチュウ目昆虫を特定して検討を行ったが、MIR604 におけるウエスタンコーンルートワームを用いた生物検定及び文献情報より、本スタック系統の栽培によって我が国に生息するコウチュウ目昆虫が個体群で影響を受ける可能性は極めて低いと判断された。これらのことから、本スタック系統について、有害物質の産生性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないと判断された。

交雑性：我が国にはトウモロコシと交雑可能な近縁野生種は自生していないことから、交雑性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないと判断された。

以上のことから、本スタック系統を第一種使用規程に従って使用した場合に、我が国において生物多様性影響を生ずるおそれはないと総合的に判断した。

引用文献

社外秘につき非開示

緊急措置計画書(栽培目的の場合)

平成19年8月15日

氏名 シンジェンタシード株式会社
代表取締役社長 大伴 秀郎
住所 千葉県香取郡多古町高津原向ノ台 401-2

第一種使用規程の承認を申請しているチョウ目害虫及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(改変 *cry1Ab*, 改変 *cry3Aa2*, *pat*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) *Iltis*) (Bt11×MIR604, OECD UI: SYN-BT011-1×SYN-IR604-5) (以下、「本スタック系統」という。)の第一種使用等において、生物多様性影響が生ずる可能性が示唆された場合、弊社は生物多様性影響のリスク評価を実施する。このリスク評価に基づき、生物多様性に及ぼす影響に応じた管理計画を設定し、こうした危険性を軽減する方法の決定のために関係機関への協力等を必要に応じて行う。更に、特定された危険性の重大性や起こりうる確率から判断して、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められた場合は、当該影響を効果的に防止するため、特定された問題に応じ、以下のことを行う。

1 第一種使用等における緊急措置を講ずるための実施体制及び責任者

個人名・所属は個人情報につき非開示。

2 第一種使用等の状況の把握の方法

弊社は、本スタック系統の開発者である米国シンジェンタシード社と連絡をとり、第一種使用等の状況に関し、可能な限り情報収集を行う。

3 第一種使用等をしている者に緊急措置を講ずる必要があること及び緊急措置の内容を周知するための方法

本スタック系統の使用に伴い生物多様性影響を生ずるおそれがあると認めた場合には、緊急措置を講ずる必要があること及び緊急措置の内容を使用等をしている者に連絡するとともに、弊社のホームページにおいて情報提供を行い、問い合わせ専用窓口を設置する。

4 遺伝子組換え生物等を不活化し又は拡散防止措置を執ってその使用等を継続するための具体的な措置の内容

具体的な措置として、特定された問題に応じ、本スタック系統の環境放出が行われないようにすること、環境中に放出された本スタック系統があった場合はそれらが環境中で生存しないようにすること等、必要な措置を実施する。

5 農林水産大臣及び環境大臣への連絡体制

本スタック系統が我が国において生物多様性影響を及ぼすおそれがあると認められた場合は、速やかに、農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び環境省自然環境局野生生物課に報告する。

緊急措置計画書（食用・飼料に供する場合）

平成19年8月15日

氏名 シンジェンタシード株式会社

代表取締役社長 大伴 秀郎

住所 千葉県香取郡多古町高津原向ノ台 401-2

第一種使用規程の承認を申請しているチョウ目害虫及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（改変 *cry1Ab*, 改変 *cry3Aa2*, *pat*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) *Iltis*）（ Bt11×MIR604, OECD UI: SYN-BT011-1×SYN-IR604-5）（以下、「本スタック系統」という。）の第一種使用等において、生物多様性影響が生ずる可能性が示唆された場合、弊社は生物多様性影響のリスク評価を実施する。このリスク評価に基づき、生物多様性に及ぼす影響に応じた管理計画を設定し、こうした危険性を軽減する方法の決定のために関係機関への協力等を必要に応じて行う。更に、特定された危険性の重大性や起こりうる確率から判断して、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められた場合は、当該影響を効果的に防止するため、特定された問題に応じ、以下のことを行う。

1 第一種使用等における緊急措置を講ずるための実施体制及び責任者

個人名・所属は個人情報につき非開示。

2 第一種使用等の状況の把握の方法

弊社は、本スタック系統の開発者である米国シンジェンタシード社と連絡をとり、第一種使用等の状況に関し、可能な限り情報収集を行う。

3 第一種使用等をしている者に緊急措置を講ずる必要があること及び緊急措置の内容を周知するための方法

本スタック系統の使用に伴い生物多様性影響を生ずるおそれがあると認めた場合には、緊急措置を講ずる必要があること及び緊急措置の内容を使用等をしている者に連絡するとともに、弊社のホームページにおいて情報提供を行い、問い合わせ専用窓口を設置する。

4 遺伝子組換え生物等を不活化し又は拡散防止措置を執ってその使用等を継続するための具体的な措置の内容

具体的な措置として、特定された問題に応じ、本スタック系統の環境放出が行われないようにすること、環境中に放出された本スタック系統があった場合はそれらが環境中で生存しないようにすること等、必要な措置を実施する。

5 農林水産大臣及び環境大臣への連絡体制

本スタック系統が我が国において生物多様性影響を及ぼすおそれがあると認められた場合は、速やかに、農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び環境省自然環境局野生生物課に報告する。

チョウ目害虫及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性
トウモロコシ

(改変 *cry1Ab*, 改変 *cry3Aa2*, *pat*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis)
(Bt11×MIR604, OECD UI: SYN-BTØ11-1×SYN-IR6Ø4-5)

生物多様性影響評価書 添付資料

- 別紙 1 Bt11 の隔離ほ場試験結果報告書
別紙 2 MIR604 の隔離ほ場試験結果報告書

社外秘情報につき非開示

シンジェンタシード株式会社